Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2026-11-26

現代家族への軌跡（特集 転換期の現代社会 ： 二十一世紀の可能性を求めて）

竹内, 隆夫

(Citation)
社会学雑誌,19:1-15

(Issue Date)
2002-03-31

(Resource Type)
departmental bulletin paper

(Version)
Version of Record

(JaLCDOI)
https://doi.org/10.24546/81010977

(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/81010977

KOBE UNIVERSITY

現代家族への軌跡

竹内隆夫
立命館大学国際関係学部教授

はじめに

二〇世紀の後半以降、わが国における少子化や高齢化の進展が著しい。いまでは大きな社会問題にもなっている。二一世紀に入っても一向にそれらの進展速度に変化はみられず、少子化が二〇世紀最後の年（二〇〇〇年）にほんの少し速度を緩めただけで[1]、二一世紀に入るとまた元の減少に戻ってしまった。少子化がすべての原因とするには問題をあまりに単純化しすぎる嫌いがあるが、今世紀初頭以降日本の人口は減少するところにまでいたっている。高齢化も二〇世紀後半の七〇年からたかだか四半世紀足らずで高齢化社会から高齢社会に入るという急展開ぶりである。そして、今後約一五年で国民の四人に一人が六五歳以上の高齢者という社会になると予測され、高齢社会をどのように構築するかもまた少子化と並んで大きな政策課題になっている。

これらのことは日本の社会が質的な転換をきたしているという人口学的な視点からの分析であるが、これらの人口現象はわが国においては依然として家族のなかで出現することが通例である[2]。したがって、これらの人口学的な変動は当然家族の内部構造にも変化をもたらすことになる。そこで、本稿ではこの約半世紀の時間枠のなかで家族の内部構造がどのように変化したのかを諸統計の数値の推移と重ねてみていき、現代家族への変動の過程を跡付けながらその意味を考察していくことにする。

一　住まいと家族

第二次大戦直後に家族制度の民主化を課題として論じた川島武宜は、貴族、大地主、大町人、士族層の封建武士的＝儒教的な家長に権力が集中する家族制度と対比させて、農

民、漁民、都市の小市民＝民衆の家族制度には、前者のような家長権や家長の権威はなく、協同的な雰囲気が支配し、構成員がたがいにむつみあっているという。[3]しかし、後者の家族生活も民主的ではないと指摘している。[3]ここでは民主的な家族制度が実現しているのか否かを検証するのではなく、たがいにむつみあうという生活様式はどのような居住のありかたと結びついていたのかをみていきたい。伝統的な居住の様式と密接に結びついていたからこそ、生活のなかに協同的な雰囲気がかもし出されたとみられるからである。しかし、この点については、川島はとくに論じてはいない。

住居内の部屋の配置と家族員の生活のあり方、人間集団の行動特性とを関連させて考察したのは、中根千枝である。日本人の集団の凝集性、孤立性、個々人の集団への順応性の高さを、具体的な部屋の配置から明らかにしている。そこで取り上げられる家屋の部屋の配置は、いわゆる田型の間取りである。これは近世から継承された民衆の住宅の典型的な住居の間取りといってもよい。その間取りにおける家族成員の生活行動は、「家族成員は別々の部屋にいることは少なく群れをなしていることが多い」。部屋は「家族全体の生活に必要な機能によって分けられ」、襖や障子によって区分される各部屋は取り外しが容易なため、「家全体が共通の場を形成」するとされる。[4]つまり、日本の家屋は長い間個室の文化を持たずに建築され、座敷（客間）や居間といった特定の機能名称はあるが、家族成員個々に分有される部屋を持たない家族生活がみられたのである。それどころか、時としては家屋が巨大な一つの部屋にもなりえたのである。このような生活では、部屋というのは、たとえば「部屋住み」あるいは「女中部屋」といった表現にみられるごとく、他と身分的に区別する意味を持ち、そこに住む者は社会的には消極的な評価しか与えられてはこなかった。このような家屋における生活のあり方からは、個人主義が育つ可能性がなく、個室と共通の場という家屋内での居住の場の分離（これを中根は、イギリスやインド・イタリアの居住様式で設定する）もないために、社交性にも欠けると中根は指摘する。[5]

ところが、長い伝統を持った住居の様式が大きく変化するのが、戦後しばらく経ってからである。とくに戦災による住宅の破壊や焼失のために、戦後すぐの住宅の不足は著しく、四五〇万戸に達したという。[6]その解決策として、一九五〇年には住宅金融公庫が設立され、住宅建設資金を長期・低利で貸し付ける業務を開始した。しかし、ここでの貸付対象の住宅の規模や構造、あるいは貸し付け金額には制限があるので、すべての国民が対象とはなりえず、階層的には中層以上がその対象になったといわれる。また、一九五五年には勤労者のための集合住宅や宅地の造成建設

のために日本住宅公団が設立された。先の住宅金融公庫では、持ち家建設のための貸し付けが主たる業務であったのに対し、ここでは賃貸住宅の建設が業務となる。しかも、そこに入れるには月々の家賃を支払える勤労者が中心となる。持ち家層ではないまでも、当時としては良質な住宅が依然として不足していたため、団地サイズという間取りの狭さにもかかわらず、従来の田型住宅とは異なった住宅設計思想の先進性も加わって、農家数が六〇〇万戸前後、農家人口は三〇〇〇万人余（ちなみに二〇〇〇年では、この間に農家の定義が変更されたとはいえ二三四万戸と半分以下にまで減少し、農家人口も一〇〇〇万人余にまで減っている）もあったこの頃では競争率の高い公団住宅への入居者は憧れの目でみられるほどであった。

住宅設計思想の先進性とは何か。それは、従来の伝統的な住宅について中根が指摘したように、一戸があたかもワンルームにもなりうる融通性を持っていたのに対し、個室化とダイニングキッチンによる寝・食の分離がなされたのである。また、部屋数の少なさは当然そこに住むべき家族を、夫婦家族（核家族）と設定していた[7]。しかも、この設計思想は、その後他の住宅産業にも影響を及ぼすことになる。高度経済成長以後、日本経済の繁栄にともなう経済的な余裕が、居室数の増加をもたらすことになるが、個室化が変化することはない。むしろ、部屋数増により家族員が個々に個室を持つという方向に向かっていくことになる。しかし、先ほど取り上げた中根の考察が七〇年代初めであるのに、このような個室居住の増加すなわち居住条件の変化にともなう新たな人間関係の構築ということには、まったく触れられていない。かりに五五年からこの新たな人間関係が生み出される状況が始まったとしても、たかだか二〇年足らずでは明確なものがみえてはいないということかもしれない。

しかし、八〇年代初めに行われた韓国・アメリカ・イギリス・西ドイツ・フランスとの国際比較調査の結果では、一一〜一五歳の子供は六割余が専用の子供部屋を持っていて、これは夫婦専用部屋を持つ者の割合を若干下回る程度に達している。しかも、欧米の国々と比べても、同年代での比率では遜色がない。さらに、九〇年代半ばのアメリカ・韓国との国際比較調査では、一三〜一五歳ではほぼ七五％の子供が専用の部屋を持つまでに増加しているのである[8]。したがって、居住の傾向としては八〇年頃にはすでに、子どもは中学生になると個室が与えられるようになっていたとみられる。この理由として進学率の上昇がそれを後押ししたものといえよう。すでに高校への進学率は、六〇年代初めに六割に達し、七〇年代半ばには九割を上回るまでに上昇していた。さらに、大学進学率も七〇年代初めには三割を超えるに至っていた。この背景には第一次産業従事者

の減少と第二次・第三次産業従事者の増加、すなわち業績主義（とくに学歴）に基づく地位獲得競争の一般化が進行していたことがある。したがって、中学生以上には優先的に個室を与えるという選択は、勉強部屋を兼ねてという意味合いが強い。ただここでの問題は、子どものプライバシーを優先するということで、与えた個室の管理権は親ではなく子どもに任せたことであろう。欧米では、あくまで親が管理権を有するといわれることとの違いがみられる。したがって、家族の居住の場としての家屋内での個室化の進行に並行して、たとえば団欒の場としてのリビングルームを核として家族成員同士で新たな付き合い方の様式を確立する暇もなしに、まず子ども部屋の個室化が先行していったといえる。そして、各個室内は、テレビやビデオといった物で満たされていき、個別に別々の番組を視聴するといった様相すらも出現するようになる。このような子どもへの物質面での過剰ともいうべき厚遇ぶりは、後にのべる親子関係のあり方と密接に結びつくが、少なく生んだ子どもを大切に育てているということの表象でもある。さらに、寝・食分離は進行したが、食についても家族がそろって一緒に食事をとるという機会も減少している。子どもがふだん朝食、夕食をだれと一緒に食べるかを聞いた厚生省の調査でも、一九八二年と八八年の六年間でさえ朝食では、両親と一緒が減少し、子どもだけでが増加している。母親、父親とはほぼ変化がない。夕食でも両親とが減り、代わりに母親とが増加している。いずれの場合でも父親が家族と一緒に食事をとっていない傾向（とくに夕食）が著しい[9]。家族全員が顔を合わせる絶好の機会である食事においても、誰かが欠けていることが当たり前になってきたのである。

住居の様式で、いま一つ注目することは七六年から建設されるようになったワンルームマンションの出現である[10]。以後若者を中心に新しい居住の場として展開されるが、これなどは元の家族生活の場での個室の外延上にある住まい方であり、抵抗なく受け入れられたものであろう。逆にみれば、個室で個（孤）の生活に慣れた若者には、大勢が暮らすアパートや寮で他者と折合いながらの生活の仕方は耐えがたく感じるものになっていたといえる。

こうして個人が個室に「閉じこもれる」生活様式が一般化していくなかで、生活の場としての家から急速に分離していったのが、生と死である。もちろん家屋の様式が生と死を受け入れる空間を無くしていったこととともにこのことは関連する。

ここでいう生とは、出生の場所ということである。すなわち、人口動態統計によれば一九六〇年を境にして出生の場が自宅などから病院などに移行するのである。この変化は急速に進行し、一〇年で後者が九〇％台の後半を占めるにいたる。九〇年では後者が九九・九％を占めるまでに増

加している。同様に死も自宅などの身近な場から病院などの外部に移行する。しかし、生とは違って、移行の速度はまだ緩やかである。それでも五〇年代から六〇年頃には八割前後が自宅で死を迎えていたのが、七〇年代後半に逆転して、九〇年では前者が四分の一、後者が四分の三を占めるにいたった[11]。この動きも不可逆的である。したがって、現代の家族は家族成員の誕生も死も、日常生活の場とは切り離された場で迎えるのが当たり前になっている。

二　結婚と家族

現代家族のあるべき姿を、形態的に夫婦家族（核家族）とすると、この家族形態が出現するきっかけとなるのが結婚である。結婚を決める際に誰が最終決断をしたかを基準にすると、当事者が決定した恋愛結婚と、当事者以外の家族・親族が決定した協定結婚（見合い結婚）という二つの様式に分けられる。本来この決定権のあり方の違いは、出会い目的の差異から始まって結婚の終了後の生活にまで大きな相違をもたらすはずである。このことはあとでのべるとして、まず二つの様式は、戦後すぐには後者が六割を占めていたのだが、一九六五〜六九年頃に後者から前者へと比率を逆転させたのである。九〇年代後半には前者がほぼ九割に対し後者は一割という構成比になった[12]。

このことは、次第に子どもは個人としての地位を上昇させ、結婚を子ども自身が決定しているとみえるかも知れない。しかし、結婚は通過儀礼として本人にとっては人生の中でも最重要な儀礼の一つであると同時に、家族にとっても同様の意味を持つ。そこには婚約、結納、挙式といった定式化された儀式が待っていることが通例である。さらに結婚後の居住の場をどこにするかということまで決定したうえでようやく一連の儀式が終了する。とくに儀式が家族の居住の場から離れて、商業的な施設で行われることが多い今日、費用がかさむことが多くなる。したがって、結婚の決定権が誰にあるかどうかで分類する恋愛や見合いといった様式の差異だけでは総体としての結婚をみる場合は、入り口をみただけであって、進行過程と出口（新たな生活）にまでいたらないことになる。そして、ここに踏み込むと、恋愛や見合いといった分類にはそれほど大きな差異がなくなってくる。つまり、一連の儀式には二つの様式による明確な相違はみられない。商業施設の利用はなおさら両者の区別をつけにくくする。また、費用がかさむため、当事者が自分達のみの経済力で儀式を完了させることが困難になり、双方の親の援助が欠かせなくなっている[13]。とくに女性の場合は、親の方が娘の結婚に際して、以前の嫁入り婚のときにみられた婚出時の財産分与的な財の供与を行なうという意識を払拭しえたかどうか。まだ一世代余りしか時間

が経過していない。

恋愛婚の比率が見合い婚と逆転して以後増加する時期は、同時に専業主婦という地位の女性が増加していく時期とも重なっている。専業主婦とは伝統的な性別役割のうち女性役割＝奥（家政全般の担い手）を専担する既婚女性とすると、夫婦家族（核家族）における専業主婦は従来の直系家族における主婦とは質的な変化が生じている。すなわち、主婦の地位とは、従来は結婚後すぐに得られた地位ではなかったのである。将来の主婦候補者ではあるが、夫が戸主の地位を得るまで、あるいは分家するまでは嫁として婚家での修業期間があり、十数年勤めた後に得る地位であった。この間に婚入した新しい地域社会にも同化していき、主婦の地位に就いてからは地域社会やそれを構成する単位の家を夫が表で担う存在とすると、裏で支える重要な役割も担った存在であった。もちろん家業の大切な働き手でもあった。ところが、多数の専業主婦が誕生する時期は、産業化の進展にともなって産業構造が変化し、伝統的な家、家業や地域社会が大きく変動する時期でもあった。そのため、地域社会における従来の役割は縮小していき、彼女達の果たす役割は家庭内的な役割の主担者に限定されていくことになった。こうして家計費獲得のための労働に従事しなくてもいい既婚女性が大量に誕生することになった。主婦という名称は共通しても、役割等の中身は大きく変質している。しかし、専業主婦の社会的地位は、山田昌弘が専業主婦を「自分の生活水準が夫の収入に連動する存在」[14]と規定するように、経済的には夫に依存することになった。したがって、制度的に夫を妻より上位に固定する仕組みは廃止されてはいても、実態的に上位に据える構造は残ることになる。家計収入に対しては潜在的な妻＝主婦の評価が低下していき、実質的に夫の地位が上昇するという時期が出来したのである。これは、女性が重要な働き手である農業経営においても、戸主（＝夫。あえてこう表現しておく）の地位の上昇が並行して生じたとみられる。すなわち、農家は産業化の進展にともなって、兼業化が著しく進展し、兼業農家のうち農外収入が農業収入を上回る第二種兼業農家の比率が六〇年代半ば以降最大になる。しかも、資産は小さくとも農外所得の伸びにともない、いわゆる三反百姓といわれた貧しい農家層の方が、経営の大きい農家層よりも所得が多くなるという状況もでてきた[15]。三ちゃん農業といわれ、祖父・祖母・主婦で農業を経営し、夫は休日だけ従事するという経営が行われた頃である。それだけ、家計収入を農外で獲得することが重要になっていたのである。当然現金獲得者である夫の評価は、農業に従事していただけの時よりは、直接的、明示的にすぐにではないとしても格段に上昇したことであったろう。この家族外での男性の労働役割が、男性の果たすべき役割としてきわめて重視され、これまで

行っていた他の家族内的役割をいわば免除されていくようにもなる。同時に家族の諸機能が顕著に他の外部機関に委ねられるのもこの時期と重なってくる。しかし、伝統的に家政は主婦が担うという性別役割分業にともなう価値規範はすぐには消滅しないし、役割分業を相互に認知し合っているので、家計費の獲得者である夫がそれの管理者にならず、妻に任せるという仕組みも多く残存している。この点では専業主婦がまったく夫に従属することにはつながらない。

結婚が新たな家族の誕生とすれば、家族の消滅につながる離婚についても九〇年代に大きな変化が生じている。離婚率の上昇という事態である。九九年に普通離婚率が二・〇〇パーミルになり二〇世紀ではこれまでみられなかった数値が現れたが、最後の二〇〇〇年にはさらに上がって二・一〇パーミルになった。しかも、結婚してから五年以内の短期間に離婚がもっとも多く起き易いことには変わりはないが、同居期間が二〇年を上回る夫婦の離婚数の比率増が目立っている。夫婦関係が永続性を欠く事態が増大してきている。ここでは離婚そのものについてのべるのではなく、離婚後の未成年者との関係についてみていきたい。すなわち、未成年者を持つ夫婦が離婚すると、子どもの親権者を決めることになる。その際、誰が親権者になったかというと、六〇年代後半からは、妻が親権者になる比率が夫のそれを上回り、いまでは八割が妻になっている。子どもは家に属するとされ夫側に親権が属した時代は、戦後すぐに行われた制度改革以後二〇年足らずで妻側に移ってしまった。

結婚の締結には、当事者とその親とが密接に連関しあって実現しているが、結婚が破綻する際には、当事者が決定し子どもとの関係がそこに入る場合には、養育役割の主担者が受け持つという側面が明瞭である。

こうして六〇年代の後半から七〇年代前半の短期間に結婚様式の変化、親権を行使する夫婦の地位の交代、そして家計収入に関わる労働から切り離された専業主婦の増加という大きな変動が集中的に出来した。ちょうど高度経済成長の真っ只中の頃である。

三　親子関係と家族

（一）少子化

一人の女性が再生産年齢（一五〜四九歳）の間に生む子どもの平均出生児数を表す合計特殊出生率が著しく低下し、最近では人口規模の現状を維持する人口置換水準値の二・一を大きく下回り、さらには前年の数値をも下回るのが通例になった。しかし、これも最初に先の水準値を下回ったのは五七年の二・〇四で、六〇年代前半には一台にまで

低下する。同年代後半には第二次ベビーブームを迎えて、七〇年代前半まで（六七年から七三年の七年間。六七年は前年の「ひのえうま」のゆり戻しがあって二・二三にまで上昇したが、これを除くとこの間は二・一台が続き、七一年の二・一六が最大）は上回った。しかし、七五年以降は二を上回ることは絶えてなくなった。つまり、近年の夫婦は子どもを生まなくなったといえる。[16]

ではなぜ子どもを生まなくなったのか。よくいわれるのは社会的地位を獲得するためには高い学歴が必要な社会になったため、子どもには高い教育費をかけて少ない子どもを大切に育てたいから、といった言説である。しかし、教育費がどれだけかかるかはある程度大きくなってからわかることである。また、一般的には当該社会の人々が考える適切な子ども数に自分たちも合わせるということもある。ただ、世界での高い出生率の地域は高い乳幼児死亡率や老後を子どもに頼らざるを得ない地域であることをみれば、乳幼児死亡率の著しい改善、いいかえれば生んだ子どもが死なないですむという確信を持てれば、親は子どもを多数生まねばならないという意識からは自由になれる。この点からみた場合、新生児死亡率が著しく改善されるのは、戦後になってからである。合計特殊出生率が戦後で最大であった四七年（四・五四）の死亡率は、出生一〇〇〇に対して三一・四もあった。以後漸次低下していく。とくに六七年には死亡率が九・九と、一桁台に低下する。二〇〇〇年では一・八とさらに低くなっている。したがって、最近は生んだ子が死ぬかもしれないという認識はまず持たずにすむ時代でもある。さらに、乳児死亡率も四七年では人口一〇〇〇に対して七六・七あったが、これも改善されて、新生児死亡率よりは少し遅れて七六年から九・三と一桁台に改善された。二〇〇〇年では三・二まで低下している（これは世界の主要国のなかでも最も低い）。これも子どもはまず死なずにすむとの認識につながる。したがって、子どもに頼る必要から何人も子どもを生んでおくことは、社会保障の充実とも相まって不必要な社会になったのである。しかし、一挙に少子になったのではなく、この二つの死亡率が改善されていく過程で、少なく生んで大切に育てるという考えが定着したものであろう。その過程が先行しついで学歴の上昇が重なっていった。しかし、その前に前述の戦後すぐに多く生まれた世代が学歴を高くする過程で、教育費の上昇が家計費にしめる比率を高めることを実感させたことであろう。それが子どもは金がかかる存在という意識につながっていったとみることができる。第二次ベビーブームのときには、子ども二人はすでに定着していた。

（二）社会化

かつてルース・ベネディクトは、日本人の社会的自由度

と年齢枠とを縦横の軸にして曲線を描くと、底の浅いU字型曲線になると指摘した。乳幼児期と老人とに最大の自由と我侭とが許されているというのである。[17] 青年期以降壮年期を通して自由度は最低になっていく。幼児期を中心とした社会化であるしつけは、しつけ手はもちろん親がその担い手になるが、伝統的なしつけに関する言説は、親の役割を重視していない。むしろ、個別の家族内でのしつけは期待されていなかった。子どもは人並みに育つことが期待されていたので、社会（世間）で他人と違わない人間に育つことの方に価値が置かれていたというのである。したがって、個性を重視しない、いいかえれば社会化のモデルも社会化の担い手も他者依存的という特徴をもった社会化が行われた。少年期になると社会（世間）の方からの制約が行動を規制していき、自由を制限されていく。しかし、外部（典型的には地域社会での相互監視や全体社会の社会規範）からの制約が崩れてしまうと、一挙に行動を規制する主体が不鮮明になるというもろさも内包された社会化の方法であったとみることができる。

高度経済成長はこの地域社会を大きく変化させた。世間（地域社会）が個人の行動を規制する力を失っていった。それに代わって家族が子どもの社会化の主体になりえたろうか。家族形態では、夫婦家族（核家族）が一般的になった。家族内での専業主婦が増加していく時期でもあった。ここには、母親の役割を代替してくれる祖父や祖母が日常的には共住していない。そのため、子どもの社会化は専業主婦＝母親が中心に担うことになった。少子化により、せいぜい二人の子の面倒をみるのは、一見楽になったようにみえる。しかし、それまでは人並みであれというモデルしかなかったところに、個別家族内で母親だけによる新たな社会化モデルの構築が可能であっただろうか。全体としての家族内での社交モデルが構築できなかったことは先にのべた。居住も少年期からの個室化が進行するなかでは、社会化モデルの統一された内容が構築されたとしても実行される可能性は乏しい。逆に、以前からの子どもに対する甘い関係が際限なく延長されていくことになった。高度成長期以前なら子どもが成長するにつれ行動を制約する規範が存在し機能していたが、その後は相互監視していた場（地域社会など）が機能を果たさなくなり、成人の役割規範が当該年齢になっても身につかないというモラトリアム現象もいまでは当たり前のことになっている。それにともなって、親からの自立も遅れてくる。これらは、母親を主担者とした個別家族では社会化の役割を果たせなかったことの証明でもある。

さらに子どもが小さい頃の社会化では、近年幼児虐待といった問題も社会問題化している。二〇〇〇年度では全国の児童相談所での虐待相談件数は、一八、八〇四件に達し

ている。[18] しつけと関連して虐待にまでいたるのはしつけ手の体罰に対する認識が関わっている。そこで、しつけ手のもつ体罰観についてみてみたい。

八〇年代に行われた幼児期のしつけの国際比較調査で日本のしつけの特徴をみると、しつけ手の厳しさでは母親の方が父親よりも厳しい家庭が二倍もある。これはしつけを行うのが母親という認識を当人が持っていることの反映であろう。また一世代前の母親（二六・三%）よりも自分の方（三八・九%）が厳しいという結果が表れている。役割代替者がいないためにより厳しくなるともみられる。しかるときに叩くことは、九四%が行っている。したがって、親の体罰観は、幼児期には体罰が必要と考える親が七割を上回っている。近隣の韓国や台湾と比べると、体罰が必要と考える親は三割から四割と日本よりかなり低く、それ以上に体罰は乳幼児期には与えないようにすべきという比率の方が高いから、日本の方がはるかに体罰に関しては許容的である。[19] さきの乳幼児期の自由と我侭の許容と矛盾するようだが、体罰許容派が多いのは近年の現象というよりは以前から「自由」と並行して行なわれたものとみた方がよいだろう。しかも、最近は小さいときから乳幼児に接した経験を持たずに親になった世代が通例になっている。先の調査でも、しつけの方針に関しては、七割は母親が主に決めている。したがって、こうあるべきと考えるしつけがうまくいかない場合は、体罰に訴えることが容易に行われやすいし、一人の親にのみしつけが委ねられる場合には、虐待に向かうかもしれない素地がしつけそのものに内在しているとみることもできよう。

このように一方では際限なき子どもの社会化の欠如に対する寛容さと他方ではごく幼い年齢期における異常ともいえる厳格さが、子どもの社会化には内在している。いずれも親に期待される子どもへの社会化役割の遂行が、社会化モデルの欠如の状況下でより強く出現している事態であろう。

（三）扶養

五〇歳時の未婚率を示す生涯未婚率が、男性でほぼ一〇%に達し、女性でも五%を上回る現在、生涯結婚をしない、すなわち自らの生殖家族を形成しない人が男性ではほぼ一〇人に一人、女性では二〇人に一人に達している。とくに男性ではこの数値が九〇年代以降急速に上昇している。女性も男性と比べるとまだ緩やかな増加ではあるが、それまでよりは増加の速度を速めている。このことは、初婚年齢の上昇や従来結婚に適しているとみられた年齢層に未婚者が増加していることを示している。ちなみに、九五年の国勢調査では、未婚者の比率が二五～二九歳の男性・六六・九%、女性・四八・九%、三〇～三四歳の男性・

三七・九%、女性・一九・七%、三五～三九歳の男性・二二・六%、女性・一〇・〇%となっている。これらの未婚者はどのような居住をしているのだろうか。たしかに、国勢調査では単独世帯の比率の増加が、年次が新しくなるほど著しい（九五年では、一般世帯の二五・六%、普通世帯の二二・三%を占めている）。しかし、すべての単独世帯が上記の単身者で占められているわけではない。当然親と同居している単身者も多いものとみられる。九五年のこの調査から、二〇歳から三四歳までで親と同居する未婚者は男女合わせて一〇〇〇万人いるとの推計もある[20]。もちろんこのなかには、まだ働いていない者も含まれている。しかし、働いていても親から独立して住まない人も多数含まれている。社会的には親の築いた社会階層のなかから抜け出ずに（自分自身の社会階層を構築する努力なしに）親にいつまでも依存し続けている存在でもある。本来、扶養といえば子が老親の面倒をみることが問題の中心であったが、いまでは老親が成人の子の面倒をみ続けることも含まれるようになってきたようだ。それだけ親が老後になっても経済力を持っているからともいえるが、いつまでも親が子を抱え込むため、結果的に子どもをモラトリアムから抜け出にくくさせてもいる。親の庇護下から抜け出ることにより、自分の生き方と結婚とがよりリアルに結びつく可能性を持つが、自立については靄がかったままで子は年を重ねるという状況が深化しているともいえよう。しかも、現在の家族はどの子が親と一緒に住むべきという規範をあまり重視しなくなっているから、どの子も親と一緒に住みうる状況になっている。かといって、親は決して子どもが一生独身でいることは望んではいない。九四年に〇から一二歳までの子と同居している親を対象に行なわれた日本、韓国、タイ、アメリカ、イギリス、スウェーデンの六カ国の調査では、将来子どもにして欲しくない家庭生活像の項目で、一生独身を望まない親は日本が三番目に多く七二%（複数回答）もあった[21]。どこかで人生の区切りとなる結婚はしてほしいが、それまでは同居を続け面倒をみ続けることは構わないというのが、最近の親の子どもに対する構えのようだ。

次に本来の意味での扶養はどうであろうか。親は子に老後の面倒をみてもらいたいと望んでいるのだろうか。四半世紀前に毎日新聞が有夫の五〇歳未満の女性に継続して尋ねた老後の子に対する依頼感の調査結果をみると、子に頼るという意識は五〇年から五五年まではずっと頼らないという意識よりも高かったのが、六三年には逆転している。たとえば五〇年には頼るが五四・八%あったが、七一年には二五・六%と二〇年ほどで半減した。逆に、頼らないは五〇年（頼りたくてもできそうにないを加えてある）二五・二%から六三年四八・〇%、七五年五〇・三%に増え、頼らない態度が過半数を上回っている。老後を子どもに頼

るということが六〇年代後半には困難であり、望むべきことでもないという意識を親は持っており、そのためには老後の保障を準備しなければならないという考え方が急速に定着してきていた[22]。この調査中に日本は高齢化社会に入ったのである。したがって、老いが近い親の方では高齢化社会になる前から、子どもには頼れないという考えを持っていたことがわかる。

それに対して子どもは老親の扶養をどのように考えているのだろう。九八年に行なわれた一八～二四歳までの青少年を対象にした一一ヶ国（日本、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、スウェーデン、韓国、フィリピン、タイ、ブラジル、ロシア）の調査結果では、日本の青少年は、「どんなことをしてでも親を養う」二五・四％、「自分の生活力に応じて親を養う」六五・五％という数値が出ている。前者の数値はスウェーデン、ドイツについで三番目に低い。「親自身の力や社会保障にまかせる」態度はごく少ないから、日本の青少年は親を何とか養いたいとは思っていても、何が何でもというわけではないことが伺える[23]。日本の親は一子残存で家系を世代を超えて継承させるべき家族の制度枠組が崩れた今では、老後は自分たちでという意識と備えを制度改革後比較的早い段階で用意し始めたが、さきの六カ国調査で子どもに将来してやりたいことを問うた設問では、日本の親はしてやりたいこと（たとえば、義務教育後の教育費を負担する、遺産を残す、結婚費用を出す、孫の面倒をみる、など九項目）の回答項目が平均二・二と最も少なかった[24]。ここには、いつまでも子の面倒をみるという項目はなく、遺産を残すという比率も低い。逆に家を買ったり建てたりする時はお金を出すとの一項があるので、別居が想定されている（これに対する比率は、遺産を残すよりも低い）。しかし、孫の面倒をみるが第二位だから、何らかの意味で同居か近居志向があるとみられる。一子との同居形態が中心の居住制度では、他の子との関係が疎遠になりやすい傾向があったが、少子の現状ではどの子の孫という限定も少ないかも知れない。しかも、上述のように未婚の子が増える状況ではこれも親の願望に終わる場合も増大しつつある。

現実に高齢者の居住をみると、国勢調査での六五歳以上の世帯人員を含む世帯の構成は、親族世帯のうち子ども夫婦との同居は六〇年で八六・八％もあったが、九五年には五五・九％に減少している。逆に、夫婦のみがこの間で七・〇％から二七・八％に、単独世帯は四・三％から一二・一％に増加している。高齢者の居住形態は、まだ子ども夫婦との同居が好まれてはいる。しかし、老親と既婚の子どもとは別居の傾向がいよいよ明白になってきているのである。

おわりに

現代家族の状況をここ半世紀ほどの時間枠でその変動と現状について、折々の調査の数値を援用しつつ考察を加えてきた。もちろん限られた紙面で家族の内部構造を多面的に論じる余裕はない。したがって外枠としての住居の中身の変化が意味することをきっかけに、家族の形成に関わる結婚とそこから派生する親子関係に限定して、変動の軌跡を追うことに限定した。しかし、このところ専業主婦を標準とした家族モデルを共働き家族を標準に変更しようとする政策提案が、とくに厚生年金をめぐる論議のなかから提起されるようになった[25]。現在年収一三〇万円未満のサラリーマン家庭の妻に免除されている年金保険料の負担を、制度を見直して賦課しようという提案が行なわれている。これが実施されると、夫婦の置かれる経済環境が大きく変化することになろう。このところの晩婚化の進行は初婚夫婦の年齢差を縮める方向に進んできた（八〇年は二・六歳差、九〇年は二・五歳差、二〇〇〇年は一・八歳差）。夫婦間の学歴差も女性の高等教育進学率の上昇により、縮まってきている。しかし、専業主婦モデルにより整備された社会制度が、この一世代にわたって機能してきたなかで構築された夫婦間の役割構造も、それに合わせてすぐに変動させうるだろうか。夫婦家族（核家族）が中心であり続けることは変わらないとしても、専業主婦という女性が結婚後に選べる選択肢が一つ減少するかもしれないとしたら、これは夫にとっても、大きな意識改革にならざるをえない事態を迎えるのである。個人化してきた日本の家族のなかで育った成員が新たな家族形成を行なう際に、もとの家族内で正負の両面の価値を付加して形成された家族モデルが、今後の変化のなかでは、場合によってはうまく機能しないことも生じてこよう。

本稿のまとめとするときに、個化（孤化）した個人が夫婦という新しい家族集団を形成する場合、いかに自律的な集団を構築できるかということを（制度面などでの現状維持を前提に）考えようとした。しかし、今後女性が労働を継続することが制度的に有利となる諸条件が付与されたとき、従来の制度においては有利な地位を与えられていた男性の女性観（最近は若い人に「共働き」のみといってよい志向も強くなっているが、幾分かは以前から支持されてきた養う対象として、つまりはかわいい女性を好む）、あるいはそこで形成された男性観（つまりは働いて妻子を養うという選択肢しか評価されなかった）を引き継ぐ可能性の高い女性の意識の両方が変わることにならざるをえなくなろう。ところが、価値意識や役割観の変更と諸制度の変更とには後者ほど前者は速く変われない。その場合、家族の

中心となる夫婦の関係性をどのように調整しうるかがこれからの家族関係において最大の課題となりそうである。

註

（1）日本の合計特殊出生率は、現在先進国でも最低水準にあるが、九九年の一・三四が二〇〇〇年に一・三五に若干上昇した。しかし、〇一年の推計では、出生数は過去最低になり、九九年をも下回っている（朝日新聞、二〇〇二年一月一日朝刊）。

（2）たとえば、嫡出でない子（婚外子）の出生割合をみると、戦後すぐは三％台に急上昇したが、以後は低下し、六七年以降八七年までは一％以下であった。その後上昇しつつあるが、九九年で一・五五％と大多数の子どもは家族内で生まれている。

（3）川島武宜『日本社会の家族的構成』、日本評論社、一九五〇年、七－一二頁。

（4）中根千枝『適応の条件』、講談社、一九七二年、一〇一頁。

（5）中根千枝、前掲書、一〇四－一〇五頁。

（6）西川祐子「日本型近代家族と住まいの変遷」、『立命館言語文化研究』六巻一号、立命館大学国際言語文化研究所、一九九四年、四四頁。

（7）西川祐子、前掲論文、四六－四七頁。西川祐子「男の家、女の家、性別のない家」、脇田晴子、S. B. ハンレー編著『ジェンダーの日本史　下』、東京大学出版会、一九九五年、六二五－六二七頁。五五年当時の公営住宅は一二坪（約四〇平方メートル）、公団はこれに一坪（三・三平方メートル）上乗せして、一クラス上をめざしたという。人数は両親と子ども二人を想定したギリギリの面積だった（朝日新聞、一九九五年三月四日朝刊）。

（8）経済企画庁編『平成二年版国民生活白書』、大蔵省印刷局、一九九〇年、一一六頁。総務庁青少年対策本部編『子どもと家族に関する国際比較調査報告書』、大蔵省印刷局、一九九六年、二一頁。

（9）経済企画庁編、前掲書、一一八頁。

（10）西川祐子、前掲論文、一九九四年、五三－五四頁。西川祐子、前掲論文、一九九五年、六三一－六三三頁。

（11）長谷川宏「個人・家族・社会のあいだ」、慶応義塾大学経済学部編『家族へのまなざし』、弘文堂、二〇〇一年、二四四頁。

（12）高橋重郷他「第一一回出生動向基本調査　結婚と出産に関する全国調査　夫婦調査の結果概要」、『人口問題研究』第五四巻第二号、一九九八年、五三頁。

（13）七〇年代から九八年まで、毎年結婚後一年未満のカップルを対象にして、関東と関西で婚約から新生活の準備まで結婚にかかる費用の総額を調査した、三和銀行（現UFJ銀行）の調査レポート「挙式前後の出納簿」によると、平均結婚年齢は夫が七〇年代の二六歳代から九〇年代の二八歳代、妻は同様に二四歳代から二六歳代に上昇している。その費用総額と親の援助額の総額にしめる比率を列記すると、七六年・三八五・三万円、五五・六％、八〇年・五四五万円、四七・二％、八五年・六八七・七万円、四八・三％、九〇年・七五六・二万円、三六・四％、九五年・七六八・四万円、三九・二％、九八年・七三七・二万円、三七・六％となっている。二〇代後半になっても、結婚に際しては、比率は次第に低下しつつあるとはいえ、親から三分の一以上の援助を受けて結婚とその後の生活をスタートさせていることが判明する。

(14) 山田昌弘『家族というリスク』、勁草書房、二〇〇一年、一五三頁。
(15) 福武直『日本社会の構造』第二版、東京大学出版会、一九八一年、一二五頁。
(16) 出生コーホート別に四五～四九歳の年齢の妻の平均出生児の継続した調査では、七〇年以降平均出生児数はずっと二人台を維持している（ちなみに九七年の調査では、二・一三人）。[国立社会保障・人口問題研究所編集『人口の動向　日本と世界－人口統計資料集　二〇〇〇』、厚生統計協会、二〇〇〇年、七二頁。]しかし、五年ごとに行なわれるこの調査で、今年は結婚した人の出生率そのものが低下する、いいかえれば結婚しても出産しない傾向が出てきているという（朝日新聞、二〇〇二年一月一一日朝刊）。
(17) ルース・ベネディクト　長谷川松治訳『菊と刀』、社会思想社、一九六七年、二九三頁。
(18) 玉井邦夫『〈子どもの虐待〉を考える』、講談社、二〇〇一年、二〇頁。
(19) 村山貞雄編著『幼児の躾の国際比較に関する基礎調査』、多賀出版、一九八八年、一三六－一三九頁。四〇三－四〇六頁。七三二－七三四頁。
(20) 山田昌弘、前掲書、四九頁。九五年では三〇－三四歳の男性の五人に一人、約一〇〇万人が親と同居する未婚者と推定されている（山田昌弘『パラサイト・シングルの時代』、筑摩書房、一九九九年、九頁）。
(21) 『図説　世界の家族と子ども』、財団法人　日本女子社会教育会、一九九五年、四八頁。
(22) 毎日新聞社人口問題調査会編『日本の人口問題』、至誠堂、一九七六年、三三－三七頁。一七〇－一七一頁。
(23) 総務庁青少年対策本部編『世界の青年との比較からみた日本の青年』、大蔵省印刷局、一九九九年、一八頁。
(24) 『図説　世界の家族と子ども』、四七頁。
(25) 朝日新聞、二〇〇一年一二月一五日朝刊。